

介護保険特別会計の現況について

■介護保険特別会計の現況

令和5年度の歳出総額はアフターコロナの影響により、前年比2億1,235万円増となっており、第9期介護保険事業計画（3年間）の初年度の令和6年度も介護サービスの利用に係る保険給付費は、10月末現在、歳出決算ベースで見ると前年比で増加しており、このまま推移した場合、歳出超過が見込まれる。歳出超過には、介護給付費等準備基金から繰入れを行い補正予算により適切に対応することになるが、当該基金残高は、現時点で1億1,500万円にとどまっており、令和7年度、令和8年度を見据えると会計運営は極めて不安定な状態にあると言わざるを得ない。

介護保険特別会計決算の見込み

単位：千円

年度	歳入総額 A		歳出総額 B		歳入歳出差引		基金残高 前年度残高 -D+F
		うち基金 繰入金 D		うち基金 積立金 F	A-B	C	
R3	3,656,179	105,961	3,558,641	319	97,538	211,546	
R4	3,662,796	0	3,582,585	31,189	80,211	242,735	
R5	3,851,355	161,882	3,794,938	34,636	56,417	115,489	
R6(見込)	3,861,267	55,966	3,861,267	255	0	59,778	
R7(見込)	3,993,645	29,247	3,993,645	0	0	30,531	
R8(見込)	4,107,341	30,531	4,140,883		△ 33,542	0	

■今後の対応

会計運営の安定化を図るため、介護保険料の令和7年度改定に向けて作業を進める。

【スケジュール】

- ・令和6年12月：高齢者福祉計画策定委員会 ※必要により1月にも開催
- ・令和7年1月末：市議会全員協議会へ報告
- ・令和7年3月：市議会第1回定例会へ議案提出
- ・令和7年4月：介護保険料改定

■現状に至った要因

- 第7期、第8期介護保険事業計画で介護保険料を200円減額したこと。
- アフターコロナにより介護サービスの利用が増加したことにより令和5年度から保険給付費の支出が急激に増加し、結果的に3月末に専決処分によりサービス給付費40,180,000円を基金から取り崩したこと。併せて、国県返還金59,771,000円を専決処分し基金から取り崩したこと。また、不適切な事務処理による還付未済9,663,000円など想定外な基金取崩しにより残高が大きく減少したこと。

■介護保険料の推移と他自治体との比較

本市の介護保険料の経過をみると第5期計画で949円を増額し、さらに第6期計画で500円を増額し、5,400円/月額とした。しかし、第7期計画、第8期計画でそれぞれ100円を減額し、5,200円/月額とした。この減額は高齢化の進行に逆行するもので介護保険特別会計の運営に影響を与えたことは明らかである。

第9期計画では、基金残高を見ながら負担軽減のための金額の抑制を図り400円を増額し5,600円/月額としたが、前計画での減額の影響もあり、9年前に策定した第6期計画と比較して200円の増額にとどまっている。

一方、本市と同規模の下妻市、桜川市を見ると第6期計画までは概ね同額であったが、その後は増額し、第9期計画で6,000円/月額とした。また、介護給付費等準備基金額は3億円以上を積立している。

そのほかの市町村を見ると、介護保険料は本市と同額程度か200円から300円ほど低い金額だが、基金残高は概ね5億円以上となっている。

介護保険料の推移と自治体比較

単位：円

自治体名	人口	高齢者人口	高齢化率	認定率 R6.3末	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期 比較 増額率	R5決算 基金残高
					H21-H23	H24-H26	H27-H29	H30-R2	R3-R5	R6-R8		
かすみがうら市	40,173	12,742	31.7%	17.3%	3,951 増減額	4,900 949	5,400 500	5,300 ▲100	5,200 ▲100	5,600 400	42%	115,489,000
下妻市	41,509	12,331	30.2%	15.8%	3,800 増減額	4,700 900	5,300 600	5,700 400	5,960 260	6,000 40	58%	397,000,000
桜川市	36,236	13,639	37.8%	16.3%	3,700 増減額	4,700 1,000	5,000 300	5,700 700	6,000 300	6,000 0	62%	326,000,000
小美玉市	47,021	14,922	32.0%	14.5%	3,756	4,650	5,250	5,250	5,350	5,350	42%	792,000,000
阿見町	50,131	13,669	27.7%	14.5%	3,700	4,400	5,200	5,350	5,350	5,600	51%	496,000,000
石岡市	69,428	24,045	35.4%	16.7%	4,051	4,980	5,650	5,650	5,650	5,650	39%	1,327,006,000
土浦市	142,166	41,466	29.9%	18.2%	3,800	4,750	5,000	5,600	5,800	6,150	62%	690,150,746
稲敷市	36,398	13,639	39.9%	16.0%	3,125	4,200	4,800	5,200	5,400	5,400	73%	670,163,000
行方市	30,037	11,636	27.2%	17.0%	3,700	4,380	5,000	5,600	5,600	5,600	51%	546,714,000
北茨城市	39,306	14,636	37.5%	17.1%	3,892	4,482	4,770	4,950	4,950	6,700	72%	約49,000,000

介護保険特別会計決算(見込)額

R7.8の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金は、過去の給付費と収入済額の比率での見込(R3～5の3カ年平均値)

(単位:千円)

年度	歳入総額 A			歳出総額 B		歳入歳出差引		基金残高
	うち基金繰入金 D	うち県基金借入金 E		うち基金積立金 F		A-B	C	前年度残高-D+F
R3	3,656,179	105,961		3,558,641	319	97,538		211,546
R4	3,662,796			3,582,585	31,189	80,211		242,735
R5	3,851,355	161,882		3,794,938	34,636	56,417		115,489
R6(見込)	3,861,267	55,966		3,861,267	255	0		59,778
R7(見込)	3,993,645	29,247		3,993,645		0		30,531
R8(見込)	4,107,341	30,531		4,140,883		△ 33,542		0

①試算 保険料見直し後(R7から)

(単位:千円)

年度	歳入総額 A			歳出総額 B		歳入歳出差引		基金残高
	うち基金繰入金 D	うち県基金借入金 E		うち基金積立金 F		A-B	C	前年度残高-D+F
R3	3,656,179	105,961		3,558,641	319	97,538		211,546
R4	3,662,796			3,582,585	31,189	80,211		242,735
R5	3,851,355	161,882		3,794,938	34,636	56,417		115,489
R6(見込)	3,861,267	55,966		3,861,267	255	0		59,778
R7(見込)	4,040,598			4,040,598	46,953	0		106,731
R8(見込)	4,153,010			4,153,010	12,127	0		118,858

②試算 保険料見直しをせず、第9期計画最終年度(令和8年度)に県財政安定化基金借入 34,000千円を見込む

(単位:千円)

年度	歳入総額 A			歳出総額 B		歳入歳出差引		基金残高
	うち基金繰入金 D	うち県基金借入金 E		うち基金積立金 F		A-B	C	前年度残高-D+F
R3	3,656,179	105,961		3,558,641	319	97,538		211,546
R4	3,662,796			3,582,585	31,189	80,211		242,735
R5	3,851,355	161,882		3,794,938	34,636	56,417		115,489
R6(見込)	3,861,267	55,966		3,861,267	255	0		59,778
R7(見込)	3,993,645	29,247		3,993,645		0		30,531
R8(見込)	4,141,341	30,531	34,000	4,140,883		458		0

※ 県財政安定化基金は無利子であり、原則は次期計画期間の3年間で償還することになるが、現在は特例により令和9～17年度の9年間で返済することが可能となっている。

34,000千円÷9年≒3,778千円が1年で返済する金額となり、令和6年10月末の第1号被保険者数12,715人で負担する場合、9年間にわたり一人当たり年間297円程度の保険料引き上げが必要となる。

ただし、基金が底をつく状態となるため、見込以上に給付費が増加した場合などに対応することはできない。